

## 季節に応じた住民参加型訓練促進事業費補助金に関するQ & Aについて

### 1 補助事業について

問1 「季節の特色を踏まえた内容」とは何か。各季節ごとに防災訓練を実施する必要があるのか。

- 豪雨、豪雪といった災害の種類に応じた内容の他、避難所の夏場の暑さ対策、冬場の寒さや感染症対策といった季節の特色を踏まえた内容を盛り込んだ訓練を想定しています。

実際に真夏や真冬に訓練を実施する場合は、熱中症対策や防寒対策など十分な対策を講じた上で実施してください。なお、実施する季節とは異なる季節を想定して訓練を実施していただくこともできます。（例：訓練を秋に実施するが、夏または冬を想定して訓練を実施）

訓練は補助事業期間中に1回の実施で構いませんが、複数回実施することもできます。

問2 防災訓練を複数回実施してもよいのか。

- 各季節ごとに防災訓練を実施するなど、複数回実施していただくこともできます。

問3 子どもと高齢者とは何歳のことか。また、子どもや高齢者は何人くらい参加すればよいのか。

- 子どもは高校生以下、高齢者は65歳以上とします。

参加者の人数の基準はありませんが、多くの住民が参加することが重要であるので、子どもや高齢者にもできるだけ多く参加いただける訓練を実施してください。

### 2 補助対象経費について

問4 訓練で使用するため、5万円を超える物品を購入してもよいのか。

- 5万円を超える物品の購入費はすべて補助対象外とします。

問5 災害等の影響で防災訓練を中止した場合、支払済み経費や会場のキャンセル料等は補助対象となるか。

- 行政からの要請に基づく中止など、自己の判断によるものでない中止の場合、内容や時期等を審査のうえ、真にやむを得ないと認められる経費に対しては補助金の対象となる可能性がありますのでご相談ください。

また、自己の判断による中止であっても、申請者の責めに帰すべき事由がなく、やむを得ない判断として認められる場合も同様です。

### 3 事業提案書の提出について

問6 事業実施計画に記載が必要な令和7年4月1日時点の自治会加入世帯数と自治会加入率を把握していない場合はどうすればよいか。

- 把握している直近の数値を記入してください。

問7 事業提案書の提出期限は5月30日（金）までであるが、自治会が市町村に提出する期限は市町村で設けてもよいのか。

- 市町村で任意の提出期限を設けてください。市町村においては、市町村及び自治会の提案書を取りまとめの上、県への提出期限（5月30日（金））までに郵送または持参により提出してください。

### 4 複数提案の禁止について

問8 同一市町村から複数の自治会が応募してもよいか。

- 申請者が異なる自治会であれば、同一市町村内に所在する複数の自治会が応募することができます。ただし、募集要領5（2）のとおり、同一団体から複数の提案を応募することはできません。

#### 【応募できる例】

（例1）

A市が申請者（補助事業者）となり、複数の自治会（a自治会・b自治会・c自治会）と連携して実施する1つの事業を申請  
→申請者はA市1者のため応募できる

（例2）

以下2つの事業を申請

- ①a自治会が申請者（補助事業者）となり、A市と連携して事業を実施  
②b自治会が申請者（補助事業者）となり、A市と連携して事業を実施  
→申請者はa自治会とb自治会で異なるため、①、②ともに応募できる

（例3）

以下2つの事業を申請

- ①A市が申請者（補助事業者）となり、a自治会と連携して事業を実施  
②b自治会が申請者（補助事業者）となり、A市と連携して事業を実施  
→申請者はA市とb自治会で異なるため、①、②ともに応募できる

#### 【複数の応募となり、一方しか応募できない例】

（例1）

以下2つの事業を申請

- ①A市が申請者となり、a自治会と連携して事業を実施  
②A市が申請者となり、b自治会と連携して事業を実施

|                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| →A市という同一団体からの申請となるため、①、②のいずれかしか応募できない                                                                                                                            |
| <p>(例2)</p> <p>以下2つの事業を申請</p> <p>①A市が申請者となり、a自治会と連携して事業を実施</p> <p>②a自治会が申請者となり、A市と連携して事業を実施</p> <p>→事業内容が異なる内容であっても、いずれもA市とa自治会が連携する事業となるため、①、②のいずれかしか応募できない</p> |

## 5 審査・選定方法について

問9 審査はどのようにして行うか。

- 外部有識者や小中高生・大学生を含めた審査委員会で審査します。補助の対象となる団体は、応募者によるプレゼンテーションを実施し選定します。
- ただし、応募多数の場合は、書類審査による一次審査を行い、一次審査を通過した団体について、プレゼンテーションによる二次審査を実施して選定する予定です。

問10 審査委員会でのプレゼンテーションとはどういうものか。

- 審査委員会において、応募者に10分程度で提案内容について説明していただきます。説明後、審査委員から質問させていただくこともあります。審査はこのプレゼンテーションと書類に基づき行います。
- なお、審査委員会は6月中旬開催予定ですが、詳細な日時や場所等については、別途ご連絡いたします。

問11 プレゼンテーションに出席できなかった場合、審査対象から外れるのか。

- プレゼンテーションへの出席は必須です。出席できなかった場合は、審査対象から外れます。代表者や担当者が出席できない場合でも、代理の方が出席してください。

問12 一次審査を実施する場合も、二次審査は6月中旬に実施するのか。

- 一次審査を実施した場合でも、二次審査は6月中旬に実施します。一次審査の結果や二次審査の案内については、一次審査を終了次第連絡します。

問13 3団体しか採択しないのか

- 3団体を目安に募集しますが、良い提案が他にもあれば、予算の範囲内で3団体以上採択する場合もあり得ます。

## 6 補助事業の実施について

問14 契約、発注はいつから可能か。

- 補助事業に要する経費に係る契約、発注等は交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は、原則、補助金の交付の対象となりません。

問15 提案予定の事業を計画するにあたり、事前に委託事業者に見積を依頼したり、専門家にアドバイスを受けた。これらの行為は事前着手に該当するか。

- 見積書の取得は事前着手に該当しません。また、事業計画にあたって専門家のアドバイスを受ける行為についても事前着手とはみなしません。

問16 事業は単年度でできるものが対象か

- 本補助金の対象となるのは単年度（令和8年2月末まで）で完了するものです。

## 7 その他

問17 防災訓練が中止となった場合、どのタイミングで変更申請や事業中止（廃止）申請を提出すればよいか。

- 防災訓練の中止が決定したら直ちに県に申し出るとともに速やかに対応してください。

### ■ 4月9日更新分

問18 自主防災隊の支部が持ち回りで数年に1回実施する防災訓練を、本部からの補助金を財源として実施している場合、本部からの補助金は、「国、県等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象のなった事業」に該当し、補助対象外になるのか。

- 国、県等が交付する他の補助金、交付金等から交付を受けている場合は、補助対象外になるため、本部から補助金の交付を受けている部分については、対象外になります。

### ■ 4月18日更新分

問19 自治会を束ねている「自治委員会」や、自治委員会とその他団体が一体となった協議会は補助対象になるのか。

- 今回の目的が地域の交流の向上ということもあり、災害時に「共助」として機能する自治会を主体とするようお願いしているが、自治会が合同で組織している団体で、「一定の地域に住む住民が自主的に組織する団体」として認められるような団体と市町村が判断するのであれば、自治委員会やその他団体が一体となった協議会も実施主体になり得ます。

一方で、自治会の代表者のみが構成している機関などで、住民が加入していないような団体又は、PTA や自主防災組織などの自治会と目的が異なる団体は不可です。

■ 5月1日更新分

問20 事業費に含まれるが、補助対象外経費となるものについて、補助対象経費と同様に「適切な経費処理の証拠となる書類」を提出する必要があるのか。

- 補助対象外経費については、適切な経費処理の証拠となる書類の提出は不要です。

問21 事業提案書の提出後、物品等の調達先を変更したい場合、手続き等はどうにすればよいか。

- 調達先の変更について、手続等は不要です。

なお、補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受ける必要があるため、事業内容変更承認申請書を提出していただく必要があります。

ただし、補助金額の変更については、補助対象経費の総額の20%を超えない減額又は補助金の交付の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更は、事業内容変更承認申請書の提出は不要です。